

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

### 佐賀県人事委員会規則第二十一号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の現地機関の農林水産商工本部の項中

工業技術センター副所長  
勤労者福祉会館長

四種  
五種

を

工業技術センター副所長

四種

に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。